

<改定箇所>

(中国しんきんカード個人会員規約)

改定後	現行
<p>第4条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、国籍、在留資格、在留期間、取引を行う目的、及びその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>7. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。</p>	<p>第4条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、及びその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の</p>	<p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面上に印字した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当</p>

<p>理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があります、その場合、当社より新たなカードを発行し、貸与します（ただし、カード券面はデザイン等が変更される場合がある）。</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カード及びカード情報はカード券面に印字または登録された会員本人以外は使用できないものとします。</p>	<p>社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があります、その場合、当社より新たな会員番号を含むカード情報をカード券面上に印字したカード（カード券面のデザイン変更を含む）を発行し、貸与します。</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カード及びカード情報はカード券面上に印字された会員本人以外は使用できないものとします。</p>
<p>第7条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、あるいは当社所定のウェブサイト及びアプリケーション上に表示された月の末日までとします。</p>	<p>第7条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字された月の末日までとします。</p>
<p>第11条（カードの再発行）</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。</p>	<p>第11条（カードの再発行）</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。</p>
<p>第13条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（略）</p> <p>⑦会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起</p>	<p>第13条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（略）</p> <p>（新設） 以下項番線下</p>

<p>因する場合。</p>	
<p>第14条（カード利用の一時停止等）</p> <p>9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施あるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボ、及び海外キャッシングサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>第14条（カード利用の一時停止等）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由より会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第22条（会員資格の取消）</p> <p>3. 当社は、会員が本条1項7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他</p>	<p>第22条（会員資格の取消）</p> <p>（新設）</p> <p>以下項番線下</p>

の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

(ETCカード特約(個人用))

改定後	現行
<p>第8条(会員保障制度)</p> <p>3. 次の場合は、当社がてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(3) 会員の家族・同居人・ETCカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>(6) 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</p>	<p>第8条(会員保障制度)</p> <p>3. 次の場合は、当社がてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(3) 会員の家族・同居人、ETCカードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>(新設) 以下項番繰下</p>

(個人情報の取扱いに関する同意条項)

改定後	現行
<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>① 申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在及び過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、</p>	<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>① 申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債及び収入、在留資格に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報及び当社届出電話番号の現在及び過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電</p>

<p>調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる) 並びにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報 (以下総称して「属性情報」という)</p>	<p>話接続状況、移転先電話番号が含まれる) 並びにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報 (以下総称して「属性情報」という)</p>
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私 (会員の名義人 (会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)) は、次の①に規程する暴力団員等若しくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。併せて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私 (会員の名義人 (会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)) は、次の①に規程する暴力団員等若しくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。併せて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取消された場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。</p>